

茨木市生活保護費返還金等審査会設置要綱

(設置)

第1 福祉事務所に茨木市生活保護費返還金等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(目的)

第2 審査会は、生活保護法（昭和25年法律第144号。第5第5号において「法」という。）第63条、第77条、第77条の2及び第78条の規定に基づいて被保護者等から返還させる金額、徴収する金額及び保護の実施にあたり必要な事項等について審査し、徴収事務及び保護事務を円滑、適正に執行することを目的とする。

(構成)

第3 審査会は、福祉事務所長、生活保護法を所管する課の課長、課長代理、徴収事務担当係長、査察指導員、地区担当員その他福祉事務所長が必要と認める職員をもって構成する。

(会議)

第4 審査会は、第2に定める事案が生じたとき、その都度開催し、福祉事務所長が主宰する。

(審査事項)

第5 審査会は、次の事項について審査及び協議する。

- (1) 徴収及び返還事由の内容
- (2) 適用条項の適否
- (3) 徴収及び返還金額の適否
- (4) 徴収及び返還方法
- (5) 法第85条に基づく罰則の適用の可否
- (6) 保護の実施にあたり必要な事項
- (7) その他必要な事項

(記録)

第6 審査会において審査を行うために、地区担当員は第5各号に掲げる事項について記載した審査調書及び関係調査資料を提出し、福祉事務所長の指名する者が審査結果を同調書に記載するものとする。

(審査結果)

第7 審査の結果実施する行政処分等の起案文書には、審査会の審査済みの審査調書を添付して決裁に付するものとする。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、福祉事務所長が指名する者が行うものとする。

(その他)

第9 その他、審査会の運営に関し必要な事項は、福祉事務所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から実施する。